

墨田区立公園における移動等円滑化の基準に関する条例概要

1 趣旨

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第13条第1項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な区立公園における特定公園施設の設置に関する基準を定める。

2 園路及び広場に関する基準

転落防止の措置、階段を設ける場合の階段の構造等並びに出入口、通路及び傾斜路に関する基準を定める。

3 屋根付広場に関する基準

屋根付広場を設ける場合は、当該屋根付広場のうち1以上は車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保するものとするとともに、屋根付広場の出入口に関する基準を定める。

4 休憩所及び管理事務所に関する基準

休憩所及び管理事務所の出入口の幅、受付台及び便所に関する基準を定める。

5 野外劇場及び野外音楽堂に関する基準

野外劇場及び野外音楽堂の出入口、車椅子使用者用観覧場所、通路及び便所に関する基準を定める。

6 自動車駐車場に関する基準

自動車駐車場を設ける場合は、当該駐車場のうち1以上は、車椅子使用者用駐車施設を設けるものとするとともに、その駐車台数、幅、表示等について定める。

7 便所に関する基準

便所の床、男子用小便器の規格、便房の構造等に関する基準を定める。

8 水飲場及び手洗場等に関する基準

水飲場、手洗場、掲示板、案内板及び標識に関する基準を定める。

9 一時使用目的の特定公園施設に係る特例

災害等のため一時使用する特定公園施設については、この条例の規定によらないことができる。

10 施行期日等

本年4月1日

施行の際、現に新築又は改築に係る工事中の特定公園施設については、この条例に定める基準に適合しない部分がある場合においては、当該部分に対するこの条例に定める基準は適用しない。

